

「難病の医療提供体制の在り方について(報告書)」について

- 難病の患者に対する医療等に関する法律第4条に基づく「難病の患者に対する医療等の総合的な推進を図るための基本的な方針」(以下「基本方針」という。)において、国は、難病の医療提供体制について、医療機関や診療科間及び他分野との連携の在り方等について検討を行い、具体的なモデルケースを示すこととなっている。
- また、基本方針において、「都道府県は、難病の患者への支援策等、地域の実情に応じた難病に関する医療を提供する体制の確保に向けて必要な事項を医療計画に盛り込むなどの措置を講じるとともに、それらの措置の実施、評価及び改善を通じて、必要な医療提供体制の構築に努める。」こととされている。(※医療法に基づく第7次医療計画は平成30年度に開始予定。)



- 基本方針に基づき、難病の医療提供体制の在り方について、平成28年度難病対策委員会(第43回～45回)で検討した。
- その結果を取りまとめた報告書を踏まえて、平成28年度中に具体的なモデルケースを都道府県宛てに通知する予定。